



訴 状

令和2年7月15日

長野地方裁判所飯田支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 長谷川 敬 子

〒391-0215 長野県茅野市中大塩5-22

原 告 平 川 文 夫

〒395-0154 長野県飯田市下殿岡93番地10

長谷川法律事務所(送達場所)

上記訴訟代理人弁護士 長 谷 川 敬 子

電 話 0265-25-4760

FAX 0265-25-4762

〒299-1121 千葉県君津市常代六丁目10番24号

被 告 澁 谷 德 雄

所有権移転登記手続請求事件

訴訟物の価額 金2642円

貼用印紙額 金1000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録1，2記載の土地につき、昭和62年7月13日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請 求 の 原 因

- 1 別紙物件目録1，2記載の土地（以下「本件1，2土地」という。）は、原告の父である平川成泰（以下「成泰」という。）が、
本件1土地については、遅くとも昭和29年4月25日迄に、訴外澁谷薫（以下「薫」という。）から購入したものであり、
本件2土地については、遅くとも昭和31年3月31日迄に、訴外澁谷ゆきゑ（以下「ゆきゑ」という。）から購入したものである。
- 2 成泰は、本件1土地上に、昭和20年頃までに家を建て、妻及びその後生まれた子どもも合わせて家族7人で住んでいたが、昭和34年に当地を襲った伊勢湾台風に被災している。その後、飯田市に転居した。
- 3 成泰は、転居により空家となった自宅を取り壊し、昭和44年4月頃と昭和49年4月頃の2度に分けて、本件1，2土地上に植林をした。そしてその後、植林をした木の手入れについても、義弟の澁谷貢の援助を得ながら行なってきた。
- 4 成泰は、昭和62年7月13日に死去し、同人の不動産に関わる権利及び、地位は、三男である原告が相続し、これに基づき、原告は、本件1，2土地を自己の所有と信じて占有を開始した（新権限，最高裁昭和46年11月30日判決）。
- 5 薫及びゆきゑは、それぞれ、昭和59年6月5日及び昭和45年1月4日に死亡し、令和元年5月29日付で、被告に対して相続を原因とする所有権移転登記がなされた。
- 6 原告は、本件1，2土地について、平成19年7月13日の経過による時効取得完成により、所有権を取得した。
- 7 よって、原告は、被告に対し、請求の趣旨記載のとおり、訴えを提起する。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証の1乃至3 登記事項証明書 写

附 属 書 類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1 通 |
| 2 | 甲号各証 | 1 通 |
| 3 | 評価証明書 | 1 通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1 通 |

物 件 目 録 1

- 1 所 在 下伊那郡阿智村智里
地 番 4 0 8 3 番 1 4
地 目 山林
地 積 5 9 平方メートル
- 2 所 在 下伊那郡阿智村智里
地 番 4 0 8 3 番 4 5
地 目 山林
地 積 4 6 平方メートル

物 件 目 録 2

- 1 所 在 下伊那郡阿智村智里
- 地 番 4 0 8 3 番 2
- 地 目 山林
- 地 積 1 0 3 平方メートル